

第1章 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

現在の私たちの食生活は、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化等に伴い大きく変化しており、過食、不規則な食事、栄養バランスの偏り、簡単で便利な加工食品の利用頻度の増加等から、肥満や生活習慣病の増加といった健康課題が問題とされています。こうしたことから、国は、生涯にわたって健全な心身を培い、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、平成17年に「食育基本法」を施行しました。

町では、「第5次川崎町長期総合計画」「健康かわさき21計画」等に基づき、健康づくりを推進するために様々な取り組みを行ってきました。そうした中、心身ともに健康で暮らしていくためには健全な食生活を営むことが大切であることから、平成23年に“かわさきの豊かな「食」を楽しむ健やかな心を育てよう”を基本理念として、(第1期)川崎町食育推進計画を策定し各食育推進事業を展開してきたところです。その結果、朝食を欠食しない人、栄養バランスのとれた食事をこころがける人、望ましい野菜量を知る人が増加し、3歳児のむし歯が減少するなど、成果が見えてきたところでもあります。

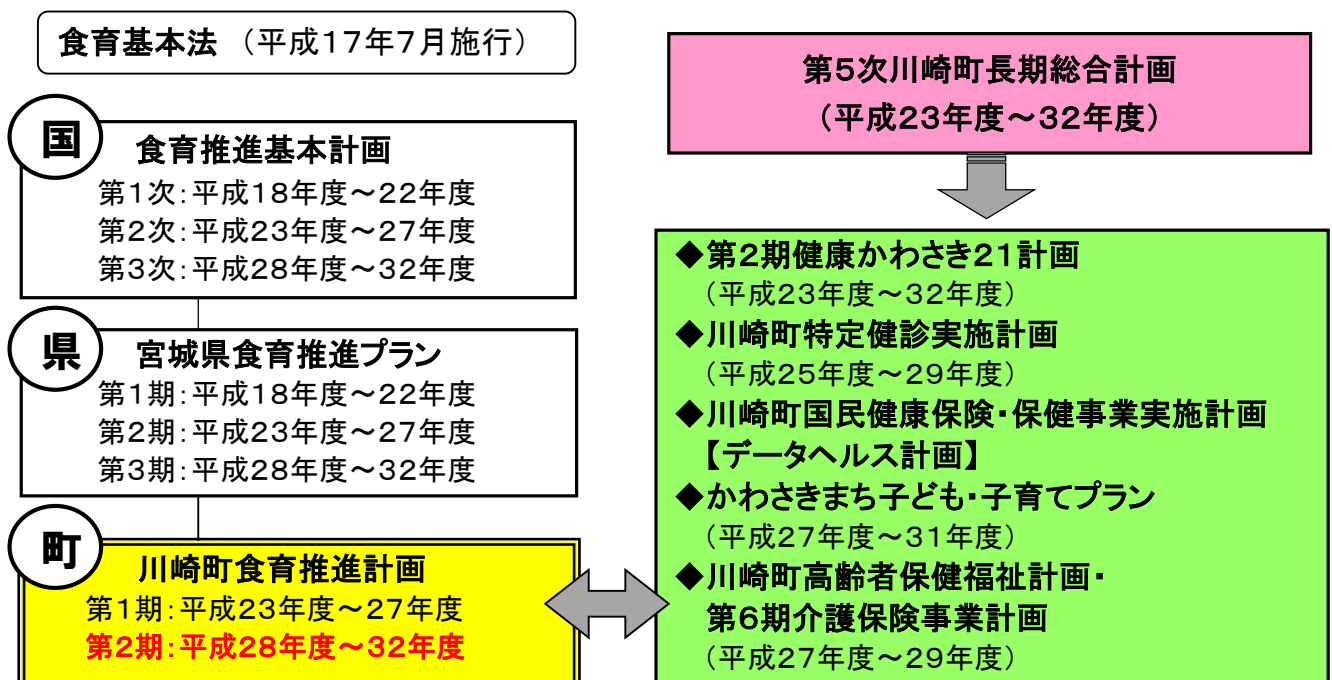
一方、町の特定健診結果を見ると、メタボリックシンドローム・高血圧症・糖尿病の有病者やそれらの予備軍に該当する成人が依然多いのが現状です。これらの生活習慣病は、重症化すると心筋梗塞、脳血管疾患、腎疾患などの重篤な病気をひきおこすことにつながりますが、生活習慣を見直し望ましい食生活を継続することによって予防や改善が可能です。

これからの第2期川崎町食育推進計画では、町民一人ひとりが望ましい「食」に関する知識を身につけ、自らが心身の健康を守って豊かな生活を送るための「食」に重点をおいて、生活習慣病予防を柱に、ライフステージに応じた食育活動を重点的に展開していくこととします。

家庭を中心として、教育機関、地域、健康づくりに関わる団体、行政が手を取り合い、地域に根差した食育を総合的かつ計画的に推進するための指針としてこの計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけるとともに、上位計画である「第5次川崎町長期総合計画」や「健康かわさき21計画」をはじめとする町の関連計画、国・県の関連計画との整合性を図りながら、川崎町の特性を活かした食育の取組を実践するための指針となるものです。



(3) (第1期) 川崎町食育推進計画に基づく食育の推進の状況

食育推進の指標として設定した10項目の中で、達成できたと判断できたものは、以下の4項目でした。

- ① 朝食を欠食しない人の増加
- ② 栄養バランスのとれた食事をこころがける人の増加
- ③ 望ましい野菜量を知る人の増加
- ④ 3歳児の一人平均むし歯本数の減少



この結果と町の「食」と健康をめぐる現状と課題を踏まえて、第2期川崎町食育推進計画を策定しました。

(第1期) 川崎町食育推進計画における食育推進にあつての指標と評価

項 目	第1期計画 策定時の値 (平成21年)	現状値 (平成26年)
1. 朝食を欠食しない人の増加		
5歳児	90.0%	95.7%
小学5年生	85.2%	86.2%
中学生2年生	82.0%	91.2%
20～30歳代(青年期)	65.1%	77.3%
2. 肥満者の減少		
小学5年生	23.9% (肥満度+20%以上の人の割合)	小学生男子 15.3%
小学5年生		小学生女子 10.8%
中学2年生	13.5%	中学生男子 12.0%
40代男性	40.9% (BMI25以上の人の割合)	中学生女子 5.1%
50代男性		40代男性 50.0%
		50代男性 53.8%
3. 3歳児一人平均むし歯本数の減少	1.76本	1.28本
4. 一日の野菜摂取量を知っている人の増加		
成人	12%	17.6%
5. 栄養バランスのとれた食事を心がける人の増加		
中学2年生	18.7%	20.3%
成人	27.4%	46.3%
6. 適塩(薄味)調理を実践している人の増加		
乳幼児のいる家庭	50.9%	塩分の多い料理を控えること をこころがけている人* 5歳児の保護者 31.1%* 一般成人 44.0%*
18～64歳	61.2%	
7. 郷土食・行事食をとり入れる人の増加	59.9%	58.3%
8. 品質を確かめて食品を購入する人の増加		
中学2年生	84.3%	66.7%
成人	86.3%	94.4%
9. 学校給食における地場産品利用の増加	12品目 113回 1656.5kg	3品目 83回 1826.5kg
10. 食生活改善推進員の会員数の増加	37人	35人

* 今回のアンケートによる現状値は、前回のアンケートと設問内容が異なるため、比較はできないとみなします。

(4) 計画期間

この計画の期間は平成28年4月～平成33年3月までの5年間とします。